

平成 22 年 2 月 25 日

**リース会計専門委員会の状況  
今後の進め方について**

**1. IASB/FASB の今までの経緯**

- 2009 年 3 月に、IASB と FASB は、共同してディスカッション・ペーパー「リース：予備的見解」（以下「DP」）を公表している。当該プロジェクトは、IASB と FASB の MoU プロジェクトの一環であり、2011 年 6 月を期限として完了することが目標とされている。
- 当該プロジェクトでは、リース契約から生じる全ての資産と負債を貸借対照表で表すリース会計に関する単一のアプローチを開発することが目標とされている。  
DP では、この目標に基づき、借手において、使用権の資産計上と対応するリース債務の計上を行う方向性を示しているが、貸手については、検討が先送りされ、方向性が示されていなかった。
- DP の公表後 IASB と FASB は審議を重ねていたが、2009 年 10 月の両ボードの共同会議において、以下が暫定的に合意されている。
  - 借手と貸手、両者について検討を行う（DP の方向性の修正）。
  - 借手については、DP で提案された使用権アプローチによることを再確認する。
  - 貸手については、DP で記載されていた方法のうち、履行義務アプローチにより検討を行う。
- 2009 年 11 月 5 日に、FASB と IASB は共同声明「FASB と IASB による覚書（MOU）に対するコミットメントを再確認」を公表し、2011 年 6 月までに MoU プロジェクトを終えることを再確認しており、各プロジェクトのマイルストーンの目標を定めている。リースプロジェクトについては、上記の状況を踏まえ、以下のとおり記載されている。

リースについてのマイルストーンの目標	
2010 年第 2 四半期	IASB と FASB は、貸手及び借手の観点から、リースに対する会計を提案する公開草案を同時に公表する。
2011 年第 2 四半期	IASB と FASB は、リースに対する会計についての最終基準を一緒に公表することを目指している。

**2. ASBJ における検討に関する今後の進め方**

- ASBJ は、2009 年 9 月にプロジェクト計画表を更新しているが、そこではリースについては、IASB が 8 月に公表したワーク・プランの内容（2010 年第 3 四半期に借手に関する公開草案を公表）を踏まえ、2011 年に論点整理及び公開草案を公表することとされていた。

- その後、IASB は上述の FASB との合意に基づき、2009 年 11 月にワーク・プランを修正し、2009 年第 2 四半期に借手と貸手の両方を含む公開草案を公表することとしており、現在、毎月、両ボードは共同で審議を重ねている。
- 上記を踏まえ、ASBJ においても、IASB の提案を広く市場関係者に周知し意見を求めていく必要から、**2010 年第 3 四半期又は第 4 四半期に論点整理を公表**することを目標として検討を進めてはどうか。

### 3. 審議の概況

#### (1) 改正基準適用の範囲

- 2 月の IASB/FASB 共同会議で、以下の暫定決定がなされている。
  - 取得又は売却とみなされる契約は、改正リース基準の適用範囲としない。
  - 以下の場合、取得又は売却とみなす。
    - ◇ 原資産の支配を移転する契約
    - ◇ 原資産の（ごく僅かである場合を除く）すべての（all but a trivial）リスクとベネフィットを移転する契約
  - 以下のケースでは、一般的には支配が移転する。
    - ◇ 所有権が移転するリース
    - ◇ 割安購入選択権があるリース
    - ◇ 貸手のリターンが固定されているリース
    - ◇ 見積経済的耐用年数全体をカバーし、かつ、終了時に貸手が有することになるリスクと便益がごく僅かなものであると見込まれるリース

#### (2) 借手の会計処理

- 基本的には、DP で提案された使用权アプローチ（リース期間におけるリース料総額の現在価値により資産及び負債を計上）により、審議が進んでいる。
- 更新オプションがある場合のリース期間については、DP の最も起こり得る（most likely）期間から、「発生の可能性が 50%超（more likely than not）となる最長期間」に変更されている。

#### (3) 貸手の会計処理

- DP では、認識中止アプローチ（リース物件の全部又は一部を借手に移転とする考え方）と履行義務アプローチ（リース物件を使用する権利を借手に与え、使用させる義務を貸手が負うとする考え方）の二つが提案されていたが、履行義務アプローチを採用することが暫定決定され、その詳細についての議論が続けられている。

審議事項（5）

	認識中止アプローチ	履行義務アプローチ
機械	—	10,000
リース債権	9,378	9,378
残存資産	622	—
<b>資産合計</b>	<b>10,000</b>	<b>19,378</b>
履行義務	—	9,378
<b>負債合計</b>	<b>—</b>	<b>9,378</b>
<b>純資産</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>

以 上